

- (1) 相続手続依頼書に署名・捺印いただく方全員の印鑑証明書をご準備ください。
- ◆ 発行後6ヶ月以内のもの
- ご来店いただける方につきましては、印鑑証明書が無くとも、運転免許証等の顔写真つき公的書類の提示及び窓口での自署・認め印の押印にてお取扱いさせていただきます。
- (2) 海外に居住している方で印鑑証明書を取得できない方は、現地にて相続手続依頼書に日本大使館・日本領事館の「サイン証明の手続」を受けてください。
- なお、大使館・領事館でのサイン証明にかえて、現地の公的な「サイン証明」^{注1)}を受けたものでもかまいません。
- 注1) サイン者の住所・氏名について認証表示のあるもの
- (3) 海外に居住している方が、一時帰国中でご来店いただける場合には、パスポート^{注2)}・認印・相続手続依頼書をご持参ください。
- 注2) 但し、2020年2月3日以前に発給申請されたパスポートが対象